

## 普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類

## ペット通院保険普通保険約款 新旧対比表

新	旧
<p>第13条（保険金のお支払）</p> <p>1 弊社は、第11条に定める書類が完備して届いた日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次に掲げる各号の事項を確認した上、被保険者が指定した金融機関の口座に保険金を支払い、被保険者に書面により速やかに通知します。</p> <p>一 ペットの傷病の発生時期、発生場所、発生状況について保険金支払事由発生の有無の確認に必要な事項</p> <p>二 保険契約の無効、解除、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>三 保険金支払いの免責事由に該当する事実の有無</p> <p>四 前各号の他、他の保険契約の有無及び内容等、弊社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 弊社が前項各号の確認をするため、次に掲げる各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、前項の定める書類が届いた日からその日を含めて次に掲げる各号に定める日数（複数の号に該当する場合は、そのうち最長の日数）の経過する日までに保険金をお支払いします。この場合において、弊社は、確認が必要な事項及びその確認を終える時期を電話または電子メールもしくは書面にて被保険者に通知します。</p> <p>一 警察等公の機関による捜査・調査結果の照会〔弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会を含みます〕：60日</p> <p>二 専門機関への鑑定等の依頼及び結果の分析：60日</p> <p>三 ペットの医療に従事した獣医師等（過去に医療行為を行った獣医師等を含みます）に対する特別な照会または調査：60日</p> <p>四 前項第四号の事項を確認するための他の会社への照会：50日</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 弊社は第1項及び第2項に定める期日を超えて保険金をお支払いする場合には、その期日の翌日から<u>会社所定</u>の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。</p> <p>5 （省略）</p>	<p>第13条（保険金のお支払）</p> <p>1 弊社は、第11条に定める書類が完備して届いた日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次に掲げる各号の事項を確認した上、被保険者が指定した金融機関の口座に保険金を支払い、被保険者に書面により速やかに通知します。</p> <p>一 ペットの傷病の発生時期、発生場所、発生状況について保険金支払事由発生の有無の確認に必要な事項</p> <p>二 保険契約の無効、解除、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>三 保険金支払いの免責事由に該当する事実の有無</p> <p>四 前各号の他、他の保険契約の有無及び内容等、弊社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 弊社が前項各号の確認をするため、次に掲げる各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、前項の定める書類が届いた日からその日を含めて次に掲げる各号に定める日数（複数の号に該当する場合は、そのうち最長の日数）の経過する日までに保険金をお支払いします。この場合において、弊社は、確認が必要な事項及びその確認を終える時期を電話または電子メールもしくは書面にて被保険者に通知します。</p> <p>一 警察等公の機関による捜査・調査結果の照会〔弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会を含みます〕：60日</p> <p>二 専門機関への鑑定等の依頼及び結果の分析：60日</p> <p>三 ペットの医療に従事した獣医師等（過去に医療行為を行った獣医師等を含みます）に対する特別な照会または調査：60日</p> <p>四 前項第四号の事項を確認するための他の会社への照会：50日</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 弊社は第1項及び第2項に定める期日を超えて保険金をお支払いする場合には、その期日の翌日から<u>商事法定</u>利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。</p> <p>5 （省略）</p>

## 普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類

## ペット通院保険普通保険約款 新旧対比表

新	旧
<p>第23条（保険契約の取消）</p> <p>1 弊社は、この保険契約締結にあたって、お客様または被保険者の詐欺または強迫があった場合、お客様に書面で通知した上、この保険契約を取り消すことができます。弊社がこの保険契約を取り消した場合は、保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。尚、既に保険金をお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。</p> <p>2 <u>申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合、責任開始日における実際の年齢が当社の定める範囲外であったときは、弊社は、保険契約を取り消すことができるものとし、既にお払い込みいただいた保険料をお客様に返還します。</u></p>	<p>第23条（保険契約の取消）</p> <p>弊社は、この保険契約締結にあたって、お客様または被保険者の詐欺または強迫があった場合、お客様に書面で通知した上、この保険契約を取り消すことができます。弊社がこの保険契約を取り消した場合は、保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。尚、既に保険金をお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。</p>

普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類

ペット手術保険普通保険約款 新旧対比表

新	旧
<p>第13条（保険金のお支払）</p> <p>1 弊社は、第11条に定める書類が完備して届いた日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次に掲げる各号の事項を確認した上、被保険者が指定した金融機関の口座に保険金を支払い、被保険者に書面により速やかに通知します。</p> <p>一 ペットの傷病の発生時期、発生場所、発生状況について保険金支払事由発生の有無の確認に必要な事項</p> <p>二 保険契約の無効、解除、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>三 保険金支払いの免責事由に該当する事実の有無</p> <p>四 前各号の他、他の保険契約の有無及び内容等、弊社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 弊社が前項各号の確認をするため、次に掲げる各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、前項の定める書類が届いた日からその日を含めて次に掲げる各号に定める日数（複数の号に該当する場合は、そのうち最長の日数）の経過する日までに保険金をお支払いします。この場合において、弊社は、確認が必要な事項及びその確認を終える時期を電話または電子メールもしくは書面にて被保険者に通知します。</p> <p>一 警察等公の機関による捜査・調査結果の照会〔弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会を含みます〕：60日</p> <p>二 専門機関への鑑定等の依頼及び結果の分析：60日</p> <p>三 ペットの医療に従事した獣医師等（過去に医療行為を行った獣医師等を含みます）に対する特別な照会または調査：60日</p> <p>四 前項第四号の事項を確認するための他の会社への照会：50日</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 弊社は第1項及び第2項に定める期日を超えて保険金をお支払いする場合には、その期日の翌日から<u>会社所定の利率</u>で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。</p> <p>5 （省略）</p>	<p>第13条（保険金のお支払）</p> <p>1 弊社は、第11条に定める書類が完備して届いた日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次に掲げる各号の事項を確認した上、被保険者が指定した金融機関の口座に保険金を支払い、被保険者に書面により速やかに通知します。</p> <p>一 ペットの傷病の発生時期、発生場所、発生状況について保険金支払事由発生の有無の確認に必要な事項</p> <p>二 保険契約の無効、解除、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>三 保険金支払いの免責事由に該当する事実の有無</p> <p>四 前各号の他、他の保険契約の有無及び内容等、弊社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 弊社が前項各号の確認をするため、次に掲げる各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、前項の定める書類が届いた日からその日を含めて次に掲げる各号に定める日数（複数の号に該当する場合は、そのうち最長の日数）の経過する日までに保険金をお支払いします。この場合において、弊社は、確認が必要な事項及びその確認を終える時期を電話または電子メールもしくは書面にて被保険者に通知します。</p> <p>一 警察等公の機関による捜査・調査結果の照会〔弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会を含みます〕：60日</p> <p>二 専門機関への鑑定等の依頼及び結果の分析：60日</p> <p>三 ペットの医療に従事した獣医師等（過去に医療行為を行った獣医師等を含みます）に対する特別な照会または調査：60日</p> <p>四 前項第四号の事項を確認するための他の会社への照会：50日</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 弊社は第1項及び第2項に定める期日を超えて保険金をお支払いする場合には、その期日の翌日から<u>商事法定利率</u>で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。</p> <p>5 （省略）</p>

## 普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類

## ペット手術保険普通保険約款 新旧対比表

新	旧
<p>第23条（保険契約の取消）</p> <p>1 弊社は、この保険契約締結にあたって、お客様または被保険者の詐欺または強迫があった場合、お客様に書面で通知した上、この保険契約を取り消すことができます。弊社がこの保険契約を取り消した場合は、保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。尚、既に保険金をお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。</p> <p>2 <u>申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合、責任開始日における実際の年齢が当社の定める範囲外であったときは、弊社は、保険契約を取り消すことができるものとし、既にお払い込みいただいた保険料をお客様に返還します。</u></p>	<p>第23条（保険契約の取消）</p> <p>弊社は、この保険契約締結にあたって、お客様または被保険者の詐欺または強迫があった場合、お客様に書面で通知した上、この保険契約を取り消すことができます。弊社がこの保険契約を取り消した場合は、保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。尚、既に保険金をお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。</p>